

# 第14号議案

令和3年6月25日  
任用給与課

## 学校職員の給与等の減額免除について

東京都教育委員会より申請のあった標記の件について、適当と認め、申請(別添)のとおり承認する。

## 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に伴う副反応が生じた場合における学校職員の給与等の減額免除について

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に伴う副反応が生じた場合における学校職員の給与等の減額免除について、承認する。

項 目	内 容
<b>対 象 職 員</b>	次のいずれにも該当する職員 ○ 世田谷区立小・中学校に勤務する、県費負担教職員並びに東京都教育委員会に任用された時間講師、日勤講師、特別支援教室専門員及びスクールカウンセラー ○ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種を受け、予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、世田谷区教育委員会により職務に専念する義務を免除された職員
<b>給 与 等 の 取 扱 い</b>	職務に専念する義務を免除された期間について、給与及び報酬の減額を免除
<b>適 用 期 間</b>	令和3年4月12日から当面の間
<b>申 請 理 由</b>	新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の予防接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある

3 教人勤第 8 5 号  
令和 3 年 6 月 2 2 日

東京都人事委員会 殿

東京都教育委員会  
( 公 印 省 略 )

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種に伴う副反応が生じた場合における  
学校職員の給与等の減額免除について（申請）

このことについて、下記のとおり実施したいので、給与の減額免除については、学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則（昭和31年東京都教育委員会規則第23号）第2条別表第15号の規定による承認を得たく、申請します。

報酬の減額免除については、非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例施行規則（平成27年東京都規則第8号）第15条第2項第6号に掲げる任命権者が職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準（昭和27年東京都人事委員会規則第3号）第2条別表第14項並びに都立学校等に勤務する時間講師に関する規則（昭和49年東京都教育委員会規則第24号）第23条の3第1項及び都立学校等に勤務する日勤講師に関する規則（平成19年東京都教育委員会規則第60号）第29条第1項に規定する学校職員の給与の減額を免除することのできる場合の基準に関する規則第2条別表第15号の規定による承認を得たく、申請します。

## 記

### 1 対象職員

次の各号に掲げる職員のうち、予防接種法（昭和23年法律第68号）附則第7条第1項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種又はこれに相当すると認められる予防接種（以下「予防接種」という。）を受け、予防接種との関連性が高いと認められる症状により療養する必要がある場合において、世田谷区教育委員会により職務に専念する義務を免除された職員

- (1) 世田谷区立学校（世田谷区立学校設置条例（昭和39年世田谷区条例第21号）別表に規定する学校をいう。以下同じ。）に勤務する市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員
- (2) 世田谷区立学校に勤務する地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2の規定に基づき東京都教育委員会に任用された東京都立学校時間講師、東京都立学校日勤講師（非常勤教員）、東京都立学校特別支援教室専門員及び東京都立学校スクールカウンセラー

### 2 給与等の取扱い

職務に専念する義務を免除された期間について、給与（会計年度任用職員については報酬）の減額を免除する。

3 適用期間

令和3年4月12日から当面の間

4 申請理由

新型コロナウイルス感染症の発症を予防し、まん延防止を図るため、職員の予防接種に関し、接種しやすい環境を整備する必要がある。

よって、給与又は報酬の減額免除を承認することは、必要な措置であると考えられるため、本件に係る承認を申請する。